

# 居宅介護支援 重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者名称	みらい在宅ケア株式会社
主たる事務所の所在地	つくばみらい市小張3227番地4
代表者名	代表取締役 宮本 瞳
設立年月日	平成23年6月2日
電話・FAX番号	0297-44-8868・0297-44-8869
メールアドレス	miraikango@happy.email.ne.jp

## 2. 事業所概要

ご利用事業所の名称	みらい在宅ケア居宅介護支援事業所
指定番号	茨城県 0875500563 号
所在地	つくばみらい市小張3454
電話・FAX番号	0297-44-8874・0297-44-8875
開設年月日	令和6年6月1日
管理者	島田 朋実
サービス提供地域	つくばみらい市、守谷市、常総市、つくば市、取手市

## 3. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

(事業所は利用者に対して、介護保険法等法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。)  
要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

### 運営の方針

- (1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人権を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立な立場でサービスを調整します。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 4. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
主任介護支援専門	1名以上	0名	1名以上
介護支援専門員	1名以上	0名	1名以上
事務職員	2名	0名	2名

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から金曜日までとする。 但し、土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

#### 6. 利用料及び居宅介護費

★表の料金はあくまでも目安となるものです。状況・その他加算に応じて料金は多少異なります。

##### 【介護保険料金表】

1単位=10.21円

##### 居宅介護支援費(Ⅰ) (地域区分 7級地1単位 10.21円)

取り扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(i)	1,086単位	1,411単位
居宅介護支援(ii)	544単位	704単位
居宅介護支援(iii)	326単位	422単位

##### 居宅介護支援費(Ⅱ) 指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

取り扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(i)	1,086単位	1,411単位
居宅介護支援(ii)	527単位	683単位
居宅介護支援(iii)	316単位	410単位

##### 【加算】

加算名称	単位数	算定回数・要件等					
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合					
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	利用者の入院当日及び入院日以前に、医療機関の職員 に対して必要な情報を提供した場合					
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	利用者の入院日の翌日・翌々日に、医療機関の職員に対 して必要な情報を提供した場合					
単位	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護

数 料 金 1割 負担 2割 負担	314 単位 3,205 円 321 円 641 円	303 単位 3,093 円 309 円 618 円	471 単位 4,808 円 480 円 961 円	451 単位 4,604 円 460 円 920 円	823 単位 8,402 円 840 円 1,680 円	794 単位 8,106 円 810 円 1,621 円	1,128 単位 11,516 円 1,151 円 2,303 円	1,090 単位 11,128 円 1,112 円 2,225 円
3割 負担	961 円	927 円	1,442 円	1,381 円	2,520 円	2,431 円	3,454 円	3,338 円
緊急時等居宅カンファレンス加算			200 単位		病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合			
通院時情報連携加算			50 単位		利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合			
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位			※ターミナルケアマネジメント加算は、医師が一般の認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。 ①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること ②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること ③把握した心身の状況等の情報を記録すること ④把握した心身の状況等を主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること ⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること			
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位				質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)			
特定事業所加算(Ⅱ)	412 単位							
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位							
特定事業所加算(A)	114 単位							

## 【減算】

減算名称	単位数	算定回数・要件等
特定事業所集中加算	200 単位	正当な理由なく特定の事業所に 80 %以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着通所介護、指定福祉用具貸与)
運営基準減算	基本単位数の 50%減算	運営基準に沿った、適切な居宅以後支援提供できていない場合
業務継続計画未実施減算 (令和 7 年度より)	基本単位数の 1%減算	感染症や非常災害の発生において、利用者に対するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続経計画)を策定すること
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本単位数の 1%減算	虐待発生・再発を防止するための措置が講じられていない場合

## 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守して

適切な取り扱いに努めるものとします。

- ② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

## 8. 損害賠償保険への加入

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は以下の賠償保険に加入しています。

加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険の内容 居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

## 9. 身分証携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 10. 介護支援専門員の交代

### （1）利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の氏名はできません。

### （2）事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配するものとします。

## 11. 心身の状況の把握

- （1）居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
- （2）末期のがんと診断された場合や日常生活上の障害が1カ月以上以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医の助言を得ながら、通常より頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

## 12. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

### 13. 主治医及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治医または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援事業員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

### 14. 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が難しい場合、休日・夜間を問わず、日程や時間の調整、または訪問を中止する場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。
- (3) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを事業者は請求できないものとします。

### 15. サービス提供の記録

- (1) 居宅介護支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に説明します。またその控えを希望があった方に交付します。
- (2) 居宅介護支援の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 16. 感染症、衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 居宅介護支援の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

### 17. 業務計画策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

### 18. 虐待の防止について

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) 責任者の選定（責任者：管理者 島田 朋実）
- (3) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年1回）
- (4) 虐待等に対する相談窓口の設置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

(6) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(7) 事業者は、前項の事項の状況に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

## 19. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言ハラスメント等があった場合、サービスを中止する場合があります。

## 20. 苦情申立窓口

<p>【事業者の窓口】 みらい在宅ケア居宅介護支援事業所 担当者 島田 朋実</p>	<p>所 在 地：つくばみらい市小張3454 電 話：0297-44-8874 F A X：0297-44-8875 受付時間：9：00～17：00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 つくばみらい市介護福祉課 守谷市 介護福祉課 常総市 介護福祉課 つくば市 介護福祉課 取手市 介護福祉課</p>	<p>電 話：0297-58-2111 0297-45-1111 0297-23-2111 029-883-1111 0297-74-2141</p>
<p>【公的団体の窓口】 茨城県国民健康保険団連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室</p>	<p>所 在 地：水戸市笠原町978-26 電 話：029-301-1565 F A X：029-301-1579 受付時間：9：00～17：00</p>

## 21. その他

(1) 利用者または事業所の都合により、訪問を変更または中止する場合があります。

(2) 交通事情等で遅れる場合がありますので、ご理解下さい。15分以上遅れる場合はご連絡いたします。

(3) 訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

(4) ペットなどがいる場合、ケージに入れるカードにつなぐ等のご協力をお願いします。

(5) 利用者及びご家族からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしはご遠慮いたします。

令和 年 月 日

---

居宅介護支援の提供を開始するに当たり、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者 みらい在宅ケア居宅介護支援事業所  
所 在 地 つくばみらい市小張3454番地  
説 明 者

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

令和7年6月20日 作成